別紙２（第７条関係）

埼玉県７０歳雇用確保助成金交付要綱第３条第２項各号の

　　　　　　　いずれにも該当しない旨の誓約書

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　申請者　所　　在　　地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　企　業　等　名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者職・氏名

　埼玉県７０歳雇用確保助成金の交付申請に当たり、埼玉県７０歳雇用確保助成金交付要綱第３条第２項各号のいずれにも該当しないことを誓約します。

|  |
| --- |
| （参考）  第３条　略  ２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する企業等は助成を受けることができ  　ない。  　一　第４条に掲げる助成事業と同じ事由により、この要綱に定める助成金と趣旨を同じくする  　　国又は他の地方公共団体等が交付する助成金等を受給したことがある企業等  　二　助成事業の実施期間内及び完了後において、次のイからニまでのいずれかに該当する企業等  　　イ　法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（埼玉県暴力団排除条例（平成２３年埼玉  　　　県条例第３９号）第２条第１号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の  　　　役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、  　　　その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同条例第２条第２号  　　　に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。  　　ロ　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的  　　　を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。  　　ハ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あ  　　　るいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。  　　ニ　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を  　　　有しているとき。  　三　宗教活動や政治活動を主たる目的とする企業等  　四　法人税、法人県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税等納付すべき税金の滞納がある  　　企業等  　五　公序良俗に反する事業を行っている企業等  　六　青少年の健全育成上ふさわしくない事業を行っている企業等  　七　偽りその他不正の行為により本来受けることのできない補助金の支給を受け、又は受けよ  　　うとしたことにより、交付申請時に補助金の不支給措置がとられている企業等  　八　交付申請日の時点で、労働関係法令違反がある企業等  　九　国、地方公共団体、独立行政法人通則法（平成１１年法律第１０３号）第２条第４項に規  　　定する行政執行法人及び地方独立行政法人法（平成１５年法律第１１８号）第２条第２項に  　　規定する特定地方独立行政法人  　十　その他県が適当でないと認めた企業等 |